



令和4年（行ウ）第25号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告 近藤ユリ

被告 国

証拠説明書（4）

2023年3月13日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 近 藤 博 徳



同 椎 名 基 晴



同 仲 晃 生



同 仲 尾 育 哉



同 山 西 信 裕



号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲66-2	日本国憲法〈第3版〉(抄)	写	2007年 (平成19年) 12月30日	松井茂記	すべての国民が「一人の市民」として、つまりかけがえのない政治共同体の不可欠な構成員として尊重されることを憲法は保障していると解すべきこと。(308頁)
甲106	人権としての国籍の可能性	写	2019年 (令和元年) 10月	館田晶子	①国籍を有することによってその国の国民としてのアイデンティティが形成・保持されるという側面があり、国籍の保持によって当該国家の国民であると自他にアイデンティファイされることにより、その国民としてのアイデンティティが形成・強化されることが越境研究で指摘されていること。(108～109頁) ②国籍を有することで形成されるアイデンティティは個人の人格とも関わるため、国籍の剥奪はすでに形成されたアイデンティティを毀損すること。(110～111頁) ③国籍に関するアイデンティティも、憲法13条を根拠とする人格権により保護されると解すべきこと。(111頁) ④国籍自由の原則は、国籍に関する自己決定権を国籍制度の中に組み込むことを要請し、この要請も憲法13条を根拠に導かれること。(111頁) ⑤国籍の変動に関して、憲法22条2項を前提とすれば国籍の恣意的剥奪は禁止されるというのがベースラインとなるべきと解されること。(111～112頁)
甲107	現代中国法入門〔第7版〕(抄)	写	2016年 (平成28年) 3月30日	高見澤磨、 鈴木 賢、 宇田川幸則	中国憲法の基本原理の一つが人民民主主義と敵対階級に対する独裁であり、中国憲法下では主権の帰属・享有主体が「人民」に限定されていること。(68頁)
甲108	「国民」、「公民」、「人民」の日中台比較(抄)	写	2015年 (平成17年)	高橋孝治	中国憲法33条1項の「公民」が中国国籍保有者であること。(152頁) 中国における「公民の概念は人民の概念よりも大きく、公民は人民を含むばかりでなく、敵対分子をも含む」概念であり、「人民」は中国の主権者であること。(154頁)

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲109	中華人民共和国憲法 解説（抄）	写	2017年 (平成29年) 6月10日	初宿正典、 辻村みよ子	中国憲法は、社会主義、共産党一 党独裁、民主主義的集中制を採用 し（366～367頁）、「人一般の権 利としての「人権」という概念を 用いていない」こと。（368頁） 中国憲法は、天賦人権思想を否定 した社会主義的権利観をベースと していること。（373頁） 中国憲法の規定内容（1～56 条）。
甲110	大韓民国憲法	写	2017年 (平成29年) 6月10日	初宿正典、 辻村みよ子	韓国憲法は国民の国防義務と兵役 義務を定めていること（39条）。 韓国憲法の規定内容。
甲111	国籍離脱の自由の規範内容と複数 国籍の合理性 (「複数国籍 日本の社会・制度的課題 と世界の動向」所収)	写	2022年 (令和4年) 12月25日	近藤敦	近藤敦の意見書（甲10）を基礎と する論文が最新のデータを加筆等 して公刊され、上記意見書が指摘 し論ずる内容が公知の事実となっ たこと。
甲112	重国籍を認めない規定の合憲性 (東京地判令和3年1月21日判決)	写	2022年 (令和4年) 4月	江島晶子	東京訴訟地裁判決に関する憲法学 者による評釈が、東京地裁判決の 内容を紹介したうえで、 (1)社会背景について、 ①国籍法制定時と現代では社会が 大きく変化し、人の国際移動や国 際結婚が増加し、国籍が人権の保 護、公的資格の付与、公的給付等 を受ける前提である点や、個人の アイデンティティという点から、 個人にとっての国籍の重要性が強 調されること、 ②無国籍の防止解消が強く要請さ れる一方、複数国籍の防止解消の 要請は後退しており、複数国籍を 認める国も約75%に増加したこ と、 ③国際人権法は国籍に対する権利 を人権として認めていること、 を指摘し、 これら①乃至③の動向を背景とし て、国籍取得の基準や国籍法制の あり方自体を見直すべきとの指摘 の存在を紹介し、

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲112	重国籍を認めない規定の合憲性 (東京地判令和3年1月21日判決)	写	2022年 (令和4年) 4月	江島晶子
				(2) 学説の状況について、 ①憲法22条2項は「離脱を妨げてはならない」という消極的権利だけでなく、離脱するための規定を設ける制度創設義務を課すと解し、国籍を離脱する権利の行使の保障が目的なので、離脱する意思がないことを明示する者に対して外国籍取得を理由として日本国籍を失わせることは本末転倒の法解釈だ」とする見解（柳井健一）、 ②憲法22条2項の「国籍を離脱する自由」は「自己の意思に基づいて離脱する自由」を意味し、「自己の意思に反して離脱しない自由」、「恣意的な国籍剥奪の禁止」を含むとする見解（近藤敦、館田晶子）、 ③国籍を有することによってその国の国民としてのアイデンティティが形成・保持されており、それが個人の人格とも関わるため、国籍の剥奪がすでに形成されたアイデンティティを毀損することを指摘し、憲法13条を根拠とする人格権や国籍に関する自己決定権によって、取得した国籍を恣意的に奪われない国籍保持権が保障されるという見解（館田晶子）を紹介したうえで、 (3)「国籍法11条1項の合憲性ー重国籍防止解消との関係」について、上記(1)の動向からすると「立法事実の検証を含め再検討すべき時を迎えている」と論じ、 (4)「憲法と国際法」について、「自己の志望による外国国籍の取得が、従来の国籍を放棄する意思を有していたとするのは、ある時点の社会を前提として採用された擬制」であり（木棚論文、甲12）、「人の国際的移動や国際結婚の増加を踏まえると、この擬制の妥当性は人権の観点から再検討が必要である」（毛利論文、甲105）としたうえで、「20世紀初期では国籍法の抵触解消にもっぱら関心があった国際法は、現在、人権という観点から国籍に対峙しており、これと憲法との再調整意が望ましい」と論じていること。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲113	国籍法11条1項の憲法適合性 (東京地判令和3年1月21日判決)	写	2022年 (令和4年) 4月	国友明彦	東京訴訟地裁判決に関する国際法学者（甲48の著者）による評釈が、 「UNHCRの国籍の喪失・剥奪に関する第5ガイドライン」に照らして国籍法11条1項は「国籍を喪失させるという手段との関係で比例性、相当性を持たない」とした木棚論文（甲12）などを紹介したうえで、 この問題は「比例原則（憲法13条）違反の問題と考える。結論的には木棚説におおむね賛成である。」と論じ、 さらに「重国籍の防止という立法目的はおよそ合理的でないとまでは言えないとしても、一般的には日本と人格的なつながりを有している者の日本国籍を喪失させることを相当とするほどのものではない。」「重国籍の弊害の発生する具体的な危険性があるとしても国籍選択制度の運用で対処できよう。」と論じていること。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲114	判例紹介 国籍法の日本国籍剥奪条項の合 憲性 ——国籍法11条1項違憲訴訟 (「国際人権」33号)	写	2022年 (令和4年) 10月30日	高佐智美	国際人権法学会の2022年年報「国際人権」第33号に本件訴訟の地裁判決の判例評釈が掲載され、その評釈では、 ①外国籍の取得をもって自動的に日本国籍の喪失を定める国籍法11条1項は憲法13条及び22条2項違反といえる、 ②複数国籍の防止という立法目的は今日においてはすでに合理性は失われたと解するのが適切である、 ③国籍の得喪にあたり個人の自由意志を尊重する国籍自由の原則からすれば、本人の意思確認を必要としない自動的に日本国籍喪失は国際人権法違反といえる、 ④事後的な国籍選択制度や例外措置を設けることが法技術的に可能であるにもかかわらず、それを行わず、場当たりの国籍剥奪を認めている国籍法11条1項は、合理的な理由のない差別である、 ⑤国籍法11条1項は一刻も早い法改正が行われるべきである、 などとされたほか、 場当たりの国籍剥奪の例として2014年にノーベル賞を受賞した中村修二氏が2005年に米国籍を取得していたことがノーベル賞受賞をきっかけに明らかになり、その結果、パスポートの更新が認められず取り上げられることになったという事案が紹介されていること。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲115	日本国憲法〔第4版〕(抄)	2022年 12月25日	松井茂記	憲法学者の松井茂記が、甲66の改訂版で、 ①憲法10条を正式に権利規定と認めたこと。国籍を取得し、保持し、自らの子どもに国籍を伝える権利をその保護に含めたこと（つまり憲法10条を市民権保障規定と認めたこと）。（3頁） ②東京訴訟の第一審判決を紹介したうえで、「国籍を保持する権利は最も基本的な国民の権利であり、二重国籍が既に多くの国で認められている現在、二重国籍を否定しなければならないやむを得ない利益があるとは思われない」と論じ、国籍法11条1項は「憲法10条に違反し違憲無効だと考えるべきであろう。」と論じたこと。（129頁） ③「日本という政治共同体のすべての構成員は、日本国民としての地位を保障されている。これが市民権である。憲法10条は、このような市民権を全ての日本国民に保障していると解されるべきである」（343頁）とし、「日本国民はその日本国籍を不当に剥奪されない権利を有している。日本国民から日本国籍を剥奪する場合には、やむにやまれない利益のための不可欠な手段であることの証明を必要とする厳格審査が適用されるべきである。二重国籍を否定し、外国の国籍を取得した場合に日本国籍を否定することは、明らかに違憲と考えられる。」と論じたこと。（344頁）

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲116	國籍法 (抄)	写	1938年 (昭和13年) 3月1日	實方正雄	實方が「國籍法の權威たる Zeballos教授も、國籍に關する十大原則を列舉するに當理、國籍は信義誠實に従て規律せらる可き任意的な法律的紐帶であること (第一原則) ・各人は自由なる國籍變更權を有すること (第四原則) ・國家は自由なる變更を禁じ得ざる可きこと (第五原則) ・國家は何人にも其の意に反して國籍變更を強制し得ないこと (第六原則) ・國家は其の領土内居住者に對し其の意に反して國籍を強制的に附與し得ないこと (第八原則) 、と言ふ諸原則を強調している」 (甲21、乙15) と紹介した文献の出版年が1914年～1919年であること。 (76頁)
甲117	新國籍法論 (抄)	写	1936年 (昭和11年) 7月1日	兒玉政介	甲117は、内務省内で満州国國籍法草案を検討した著者が、満州国國籍法の制定は先進諸国の立法例を參酌しその国独自の主義主張を按配して理想的法制を制定すべき絶好の機会であると考えて検討を試み、出版した文献であること。 (1～2頁) 外国34カ国の國籍法令を参照して執筆されたが (引用外國國籍法令目録) 、同文献で外国國籍取と同時に旧國籍を失うべきと定める国として挙げられているのは日本を含めて10カ国のみであり、外国國籍取と同時に旧國籍を失うべきという要件については「二重國籍防止の為め必要缺くべからず規定であるが各國の立法例に於いては必ずしも之を一要件として規定して居らぬのである。」と解説されていること。 (313～314頁)

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲117	新國籍法論（抄）	写	1936年 (昭和11年) 7月1日 兒玉政介	国籍法抵触条約の起草過程では、外国国籍を取得した場合の旧国籍喪失に出身国の許可等を必要とするかどうかに関して、移民送出国（許可等は必要と主張し、複数国籍発生防止よりも自国国民の確保を重要視するイタリアなど）と移民受入国（許可等は不要と主張する米国など）の間で深刻な対立があったこと。（271～273、315頁） その対立の結果、同条約の起草過程では複数国籍防止のために提案された基礎案第6条が、採択された条約では無国籍防止の条項（第7条）になったこと。（314～317頁）
甲118	複数国籍に関する社会意識 ——「複数の国籍を保持することに関する調査」の基礎分析から （「複数国籍 日本の社会・制度的課題と世界の動向」所収）	写し	2022年 (令和4年) 12月25日 佐々木てる ／人見泰弘	複数国籍に肯定的な社会認識の存在が確認できることを示した学術調査の報告書が公刊され、当該調査の内容及び結果、考察等が公知の事実となったこと。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲119	爺が孫に伝えた年頭のことば (「法の支配」第205号巻頭言)	写し	2022年 (令和4年) 4月30日	弁護士・ 元最高裁判 所判事 山浦善樹	日本国内で暮らしている人も、思いがけない形で国籍法11条1項に起因する苦悩に直面させられること。我が国の最高裁判所の判事を務めた法律の専門家でさえそのような事態から自由ではなく、山浦最高裁元判事が、「二人の孫が英国籍を取得したために、自動的に(本人の意思に反して)、母の生まれ故郷、爺や婆が住んでいる日本国籍を失ったとしても、二人は、変わらずに日本という国を大切に思っている。それなのに、二人が国籍を奪われて日本人として自由に戻れないことを考えると…これは爺としては納得できない。」(6頁)と心境を吐露していること。
甲120	陳述書	原本	2023年 (令和5年) 2月23日	原告	国籍法11条1項により原告が被っている不利益、国籍法11条1項に関して原告が受け弁護士として受けてきた相談の内容、その他原告主張事実全般。